

大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省 平成30年6月20日

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000183.html

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨の報告を受け国土交通省は、他の大型特殊自動車メーカー6社(※)に対する業務改善指示を行いましたのでお知らせします。

※

コベルコ建機(株)	住友建機(株)	住友ナコフオークリフト(株)
(株)豊田自動織機	範多機械(株)	日立建機(株)

【指示事項】

国土交通省より、大型特殊自動車メーカー6社に対し、次の事項を実施するとともに、平成30年8月31日までに報告するよう指示

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。